

新潟市胎児性等新潟水俣病患者支援事業

地域で安心した日常生活を送れるよう、身体機能の維持・増進を図るために医療保険適用外で行うリハビリテーション等にかかる費用について、一部を助成します。

対象者

以下の要件すべてに該当する人

- ・公害健康被害の補償等に関する法律により水俣病と認定された人
- ・昭和35年1月1日以降に生まれた人
- ・新潟市の住民基本台帳に記録されている人
- ・医師により医療保険各法等の規定を超えてリハビリテーションを受ける必要があると認められた人

助成内容

- ・医療保険適用外のリハビリテーションに係る自己負担分
- ・通院に係る交通費



助成限度額

○リハビリテーション

- ・10,000円/回、2回/週まで

○通院にかかる交通費

- ・福祉タクシー、福祉有償運送 4,500円/回 ※身体条件あり
- ・鉄道、バス、タクシー利用 3,000円/回
- ・交通用具使用（自家用車等） 22円/km（上限3,000円/回）

申請方法

事前申請（助成決定前に実施したリハビリテーション費用、交通費は対象外）

※申請、利用の流れは裏面のとおり

問い合わせ

新潟市保健衛生総務課新潟水俣病健康福祉係

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3-3-11

☎025(212)8016



申請方法・利用の流れ

1. 申請書等の準備

- 申請書等を準備します。申請書は新潟市保健所等の窓口に設置している他、新潟市役所ホームページからダウンロードができます。



2. 「診断書」の準備・・・医療機関を受診する

- 医療機関を受診し、事業対象者になるか医師に相談します。
 - 対象になる場合は、診断書の発行を依頼します。
- ※診断書の発行等にかかる経費は、自己負担です。



3. リハビリテーションを実施する医療機関等を決定する

- リハビリテーションを実施する機関を決めます。
- 開始前に当事業を申請、利用希望であることを実施機関に説明します。



4. 新潟市保健衛生総務課に申請書等を提出する

<申請時に必要な書類：申請書、診断書、住民票の写し、その他必要書類>

- 申請書類一式を、新潟市保健衛生総務課に郵送またはご持参ください。



5. 認定通知書が届いたら、リハビリテーションを開始する

- 対象認定通知書が届いた後、実施機関でリハビリテーションを開始します。



6. リハビリテーション等に要した費用を請求する

- リハビリテーションを実施した翌月末までに、「報告書及び請求書」を提出します。
- ※助成額には限度があり、交通費は対象条件があります。

